

(仮称) 第3次宇都宮市スポーツ施設整備計画策定業務募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名称

(仮称) 第3次宇都宮市スポーツ施設整備計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「(仮称) 第3次宇都宮市スポーツ施設整備計画策定業務仕様書」のとおり

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置して提案内容の評価を行い、随意契約の候補者を選定する。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

(5) 企画提案上限額

24,970,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すための参考である。

※ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの見積額に10%で算出した消費税相当額を加算した総額が企画提案上限額の範囲内にあることを提案の必須条件とする。なお、企画提案上限額を超えて提出された提案については『失格』とし、提案内容の評価は行わない。

2 参加について

(1) 参加資格

本件プロポーザルに参加するものは、以下の条件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 宇都宮市の令和7年度から令和10年度までの入札参加有資格者名簿(物品製造・販売・委託業務・その他)の「調査・分析等業務」に登録されている者又は令和7年7月1日時点の名簿への登録が完了する見込みである者であること。

ウ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止若しくは入札参加保留の措置が行われている者又はこれらの措置要件のいずれかに該当する事実があると認められる者ではないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

- オ 本業務の監督員及び業務主任担当者に相当する者がプレゼンテーションに参加できること。
- カ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- ク スポーツ施設整備における施設再編や統廃合などに関する計画の策定業務を受託した実績があること、または公共施設や公園等の整備計画の策定業務を受託した実績があること。

(2) 参加申請関係書類の提出

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり「参加申請書」「導入実績一覧」を提出しなければならない。

- ア 提出書類 参加申請書，導入実績一覧
- イ 提出期限 令和7年5月21日（水）午後5時00分まで
- ウ 提出先 「11 事務局」を参照
- エ 提出方法 上記提出先に電子メールにて提出し，提出した旨の電話連絡をすること。その他の方法による提出は無効とする。

3 提案書等の作成要領

(1) 提案書等書類

- ア 提案書（A4横の冊子）…………… 10部
- イ 提案書の電子データ（CD-R 又は DVD-R）…………… 1部
（Microsoft office PowerPoint 等で作成した電子データを提出すること。）
- ウ 見積書（税抜き）…………… 10部

(2) 提案書等の規格

提案書は、本要項「5 提案内容」の各項目に沿って作成すること。

(3) 質問及び回答

本件プロポーザル提案書の作成にあたり質問がある場合には、質問書を作成し提出すること。

- ア 提出期限 令和7年5月21日（水）午後5時00分まで
- イ 提出先 「11 事務局」を参照
- ウ 提出方法 自由様式により電子メールで提出すること。なお、その他の方法での提出は無効とし，電話や窓口での口頭による質問には対応しない。
- エ 回答方法 令和7年5月26日（月）までに，質問者に関する情報を削除した上で，全対象者へ電子メールにて回答する。なお，回答した内容は，本要項又は仕様書に対する追加又は修正とみなす。

(4) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 提案の辞退

参加を辞退する場合は、令和7年5月30日（金）午後5時00分までに、辞退することを事務局に電話連絡をした上で、辞退届を電子メールにより提出すること。なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

(6) 疑義の照会

提案書等の内容について、後日、本市から照会を行うことがある。

(7) その他

ア 提案書の取扱い

- ・ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

- ・ 提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより御社が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

ウ 秘密の厳守

- ・ 本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

4 提案書等の提出及びプレゼンテーション審査

(1) 提案書等の提出

ア 提出期限 令和7年5月30日（金）午後5時00分まで（必着）

イ 提出先 「11 事務局」を参照

ウ 提出方法 提案は1案とし、「提案書等書類」の提出は、持参又は郵送により提出することとし、その他の方法による提出は無効とする。なお、要求した内容以外の書類等については受理しない場合がある。

(2) プレゼンテーション審査

提出された提案書の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーション審査を実施し、提案者への質疑等を行った上で、最も優れた提案をした提案者を選定する。

ア 日 時 令和7年6月5日（木）～10日（火）いずれか1日

※ 現時点では令和7年6月5日（木）午前中を予定。

※ プレゼンテーションの予定日時は変更の可能性あり。

イ 場 所 当市の指定する場所（別途連絡）

ウ 説 明 者 本業務遂行時の主務及び実務担当予定者（2～3名程度）

エ 説明時間等 持ち時間20分

説明終了後に必要に応じて質疑応答を行う。(質疑応答に係る時間は持ち時間に含めない。)

オ 説明資料等 資料は、提出した提案書等、又は提案書等に記載した内容のみ使用し、Microsoft office PowerPoint 等にて説明すること。プロジェクター、スクリーンは事務局が用意する。パソコンやマウス、レーザーポインタ等は参加事業者が各自用意すること。

5 提案内容

(1) 表現方法

提案書の作成に当たっては、仕様書の内容及び以下の項目を踏まえ、実現性が高く、具体的で効果的な内容を提案すること。

また、提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすく、パソコン上で見えやすいものとする。

(2) 記載事項

構成については、以下に示す構成に沿って作成すること。

記載事項	留意事項
提案書全体	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙、目次、実施体制等、概要、本編で構成すること。 ・A4版横書きで作成すること。 ・合計20ページ(A4で10枚)以内で作成すること。 ・本編前に概要を必ず作成すること。
表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)第3次宇都宮市スポーツ施設整備計画策定業務提案書」と題名を記載し、提出日、提案者名を記載する。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置する技術者の氏名、所属・役職、担当する分担業務内容を記載する。
技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の主任技術者、担当技術者の経歴を記載する。
過去の同種または類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種または類似の業務実績を記載すること。
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本編の前に提案内容の概要を2ページ(A4で1枚)以内で作成すること。
仕様書に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書「第3章 特記仕様」に沿って提案内容を記載すること。
会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要を記載すること。

(3) 評価項目

提案書の評価については、主に次の基準により総合的に行う。

① 業務体制・実績

- ② 企画提案内容の具体性及び実効性
- ③ プレゼンテーション
- ④ 調査報告書等の作成能力
- ⑤ 見積価格及びその妥当性
- ⑥ 地域経済への貢献度

6 失格事項

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した企画提案書を無効とし、選定の対象外とする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ・ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ・ 企画提案書に記載された技術者等が、契約締結後に当該業務に従事できない者
- ・ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
- ・ その他この要領の諸条件に違反した者

7 審査結果の通知

審査結果については、令和7年6月25日（水）以降に提案者へ書面で通知する。審査結果に対する、異議申し立ては受け付けない。

8 契約

- ・ 最も優れた提案を行った提案者を契約候補者とし、随意契約を締結する予定である。
- ・ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者を新たな契約候補者とする。
- ・ 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- ・ 当市は、契約締結後においても、契約業者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

9 その他留意事項

- ・ 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- ・ 業務の進捗状況については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 本業務の実施により得られた成果は、宇都宮市に帰属する。
- ・ 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
また、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。
- ・ 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ宇都宮市の承諾を求めること。また、委託業務の全部を再委託することはできない。

10 スケジュール

内 容	日 時
公募期間	令和7年 5月14日(水) から 令和7年 5月21日(木) 午後5時15分まで
参加申請関係書類及び質問書の受付期限	令和7年 5月21日(木) 午後5時15分まで
質問書に対する回答	令和7年 5月26日(月) までに回答
提案書・見積書の提出期限	令和7年 5月30日(金) 午後5時15分まで
プレゼンテーション(審査)	令和7年 6月5日(木)～10日(火) 平日いずれか1日 ※ 現時点では令和7年6月5日(木) 午前中を予定。 ※ プレゼンテーションの予定日時は変更の可能性あり。
審査結果の通知	令和7年 6月25日(水) 以降

※ このスケジュールは変更する場合がある。

11 事務局

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市魅力創造部スポーツ都市推進課 スポーツ施設グループ(担当:伊藤)

TEL: 028(632)2753

FAX: 028(632)2740

E-mail: u42001000@city.utsunomiya.tochigi.jp

※ 本プロポーザルに関する質問, 提案書等の提出は, 全て事務局にて行う。

※ 受付時間は宇都宮市の閉庁日を除く各日午前9時00分から午後5時00分までとする。